

○ 総務省
外務省 令第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十条の四の規定に基づき、在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十八日

総務大臣 山本 早苗
外務大臣 岸田 文雄

在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令

在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令（平成十一年 外務省 令第一号）の一部
自治省

を次のように改正する。

別表アジアの項中「、在チェンナイ」の下に「、在ベンガルール」を加え、

在チェンナイ日本国総領事

インド（アンドラ・プラデシュ州、ケララ州、タミル・ナド州及びポ

を
ンディシエリー連邦直轄地の区域に限る。)

を
在チエンナイ日本国総領事
インド（アンドラ・プラデシユ州、ケララ州、タミル・ナド州、テラ
ンガナ州及びポンディシエリー連邦直轄地の区域に限る。）
在ベンガルール日本国総領事
インド（カルナータカ州の区域に限る。）

に改め、同表大洋州の項中
在ナウル日本国大使
ナウル共和国

を
在ナウル日本国大使
ナウル共和国
在ニウエ日本国大使
ニウエ

に改め、同表中東の項中
在イスラエル日本国大使
イスラエル国
ヨルダン川西岸地区

を

	ガザ地区
在イスラエル日本国大使	イスラエル国 ヨルダン川西岸地区 ガザ地区 イラク共和国
在イラク日本国大使	イラク共和国

に改め、「イラク共和国」を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下この条において同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規

定によりした送付その他の行為（以下この項において「送付等」という。）はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為（以下この項において「申請等」という。）はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官に対してした申請等とみなす。

<p>在インド日本国大使（カルナータカ州の区域を管轄する場合に限る。）</p>	<p>在ベンガルール日本国総領事</p>
<p>在ヨルダン日本国大使（イラク共和国の区域を管轄する場合に限る。）</p>	<p>在イラク日本国大使</p>

2 この省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の三箇月前の日から施行日の前日までの間に次の表の上欄に掲げる区域からそれぞれの下欄に掲げる区域に住所を移した者で施行日以後も引き続き当該区域に住所を有するもの又は施行日の三箇月前の日から施行日の前日までの間に同表の下欄に掲げる区域からそれぞれの上欄に掲げる区域に住所を移した者で施行日以後も引き続き当該区域に住所を有するものがした公職選挙法第三十条の四に規定する在外選挙人名簿の登録の申請に関する領事官の管轄区

域は、この省令による改正後の在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令別表の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる区域とそれぞれの下欄に掲げる区域を合わせた区域とする。

<p>インド（在コルカタ、在チェンナイ及び在ムンバイの各日本国総領事の管轄区域並びにカルナータカ州の区域を除く。）</p>	<p>インド（カルナータカ州の区域に限る。）</p>
<p>ヨルダン・ハシエミット王国</p>	<p>イラク共和国</p>